第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

社会福祉法人

秋田県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

S15090

06-6b

③施設の情報

が此及び If tik					
名称: 陽清学園			種別: 児童養護施設		
代表者氏名:	園長 畠山 悦美	定員	(利用人数): 57名	(35名)名	
所在地: 北秋 日	田市七日市字家向46-	1			
TEL: 0 1 8 6	TEL: 0186-66-2104 ホームページ:				
www.yoshinosato.or.jp/yousei					
【施設の概要】		·			
開設年月日	: 昭和30年4月1日				
経営法人・記	设置主体(法人名等): 社	:会福祉法人	県北報公会		
職員数 常勤職員: 33名 非常勤職員 3名				3名	
専門職員	(社会福祉士)	3名	(精神保健福祉士)	1名	
(栄養士) 1		1名	(保育士)	9名	
施設・設備	(居室数)		(設備等)		
の概要					

④理念·基本方針

【理念】

私たちは、乳幼児、児童、障害者等に対して提供する福祉サービスが、利用する方の意向を尊重し総合的に提供されるよう創意工夫します。もって個人の尊厳の保持、権利の擁護に努め、さらに子どもの最善の利益を第一として心身ともに健やかに育成され、その有する能力に応じ、自立した日常生活を地域社会で送れるよう支援します。

また、サービスを利用する方に夢を持たせ、その夢を育てる支援を確保するための真の 福祉従事者を目指す職員育成に努めます。

【基本方針】

①私たちは常に最新の法令を遵守します。

- ②福祉サービス事業者として地域社会、関係機関と連携し地域福祉の向上に貢献します。
- ③利用者及び地域の皆様への正しい情報を発信し、サービス利用者が必要とする福祉サービスに心がけ、事業成果を確かめ合い、これを見直します。
- ④更に必要とされるニーズの変化に対して、日々継続的改善に努めます。
- ⑤高度な技術と専門性、倫理観を身につけるために、日々自己啓発に努め福祉サービス を提供します。

⑤施設の特徴的な取組

- ・法人として平成13年からISOを取得し「顧客満足」のためのPDCAサイクルを回し、サービスの質の向上に努めている。
- 施設の重点目標を掲げ、全職員が6チームに所属し取り組んでいる。
- QCサークルによる業務改善活動を行っている。
- 学習の補填の一つとして、公文学習を取り入れている。
- 子育て電話相談を行っている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年7月10日(契約日) ~
	平成29年12月26日(評価結果確定日)
受審回数(前回の受審時期)	1回(平成25年度)

(7)総評

【特に評価の高い点】

- ◇全国的な動きに先駆け、平成26年に作成した「家庭的養護推進計画」に基づき、 施設の小規模化・地域分散化・高機能化などを実施している。
- ◇自己評価、第三者評価の実施は、「改善委員会」の設置や年2回の進捗確認により、効果的に実施され、養育・支援の質の向上に組織的に取り組んでいる。
- ◇園長は、職員の研修参加促進や、QC活動を継続実施等で、サービスの質の向上に積極的に働きかけている。
- ◇前回の第三者評価で課題の一つであった関係機関・団体の機能や連絡方法の共有の 仕組みづくりについて検討がなされ、改善されている。
- ◇「福祉支援計画書」「業務支援マニュアル」等により支援の方針や実施方法が明文 化され、子どもを尊重した養育・支援について職員が共通の理解をもっている。
- ◇各種マニュアルや、自立支援計画等の計画、実施、評価・見直しの仕組みが整っており、PDCA サイクルが浸透している。
- ◇前回の第三者評価受審後に成長の記録の整理を課題として取り上げ、寮ごとにデジタルカメラを用意して、個人別のアルバムや学校の記録を整理している。

【改善を求められる点】

◇虐待を受けた子どもの父母子分離による不安定な気持ちを受け入れ、個別の状況に 応じられるように配慮している。今後、分離体験からの回復の取組みを、専門職を活 用しながら強化してほしい。

◇心理担当職員や家庭支援専門相談員、里親支援専門員など専門職が専門的関わりを 強化できる仕組みづくりを強化してほしい。

◇基幹的職員の配置によりスーパーバイザーの役割を担い助言・指導が行われている中で、職員をスーパーバイザー養成の研修に積極的に派遣している。今後スーパーバイザーの役割と位置づけを明確にし、スーパービジョンの体制を構築してほしい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回は平成25年度に続き2回目の受審となりました。当園では、毎年自己評価を実施し、課題を翌年度の園の重点目標に掲げ、職員一丸となり取り組んできました。第三者評価は、自らの施設の強みと弱みを客観的に評価してくれる絶好の機会であり、今回の受審及び結果は、楽しみながら待っていました。

総評の中でご指摘のあるように専門職の専門性を生かし、より専門的な関わりができるように取り組むとともに、スーパーバイザー体制の確立については、小規模化、地域分散化で単独勤務形態になるため、早急に確立していかなければならない項目でありますので、来年度からの運用を考えております。

9第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果 (児童養護施設)

- ※すべての評価細目(共通評価基準 45 項目・内容評価基準 41 項目)について、判断基準(a・b・cの3段階)に基づいた評価結果を表示する。
- ※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準(45項目)

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念·基本方針

	第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	
I - 1 - (1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
/- 45.15	

〈コメント〉

ホームページに、理念と職員の行動規範となる「5つの方針」を掲げている。また職員には、毎年度見直しする養育支援マニュアル「福祉支援計画書」に理念と行動規範を掲載し、一人ひとりが所持することで周知がされている。利用者には、各寮の掲示場所に理念をわかりやすく掲示し周知している。

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
② Ⅰ-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分	b	
析されている。		

〈コメント〉

「家庭的養護推進計画」のビジョンをもとに、要保護児童対策地域協議会で要保護児童の動向を分析するとともに、行政の情報を基に地域小規模児童養護施設の設置場所を検討するなど地域のニーズを把握している。地域のニーズ把握状況や、今後の経営の見通し等が職員全体に周知され、理解が深まると望ましい。

3	I-2-(1)-2	経営課題を明確にし、	具体的な取組を進めてい	b
	る。			

「家庭的養護推進計画」のビジョンをもとに児童の最善の生活環境を目指して児童養護施設の小規模化や里親制度の推進等、中・長期計画を策定し経営課題を明確にしている。今後「施設運営・整備計画」の経営課題について職員全体に浸透する取組みを強化してほしい。

Ⅰ-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I - 3 -	-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
4	Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されて	b
	いる。	

〈コメント〉

「家庭的養護推進計画」に基づき中・長期計画が平成41年度まで策定されている。小規模施設の地域分散化などの数値目標を掲げて取り組んでいる。また、進捗状況と見直しについては、毎月の施設長会議で「マネージメントレビュー」で報告点検が行われ、その都度職員に報告され周知している。今後施設全体で解決策、改善策の取組みを浸透させてほしい。

 I - 3 - (1) - ② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されてい
 b

 る。

〈コメント〉

「家庭的養護推進計画」に基づき、平成27年~41年度の「児童養護施設運営・整備計画」 を策定し、それに沿って毎年度事業計画が策定されている。今後は数値目標についても職員 全体で協議して設定されると望ましい。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

⑥ I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組 a 織的に行われ、職員が理解している。

〈コメント〉

事業計画は、毎年度6月、9月に職員が参画して進捗状況を確認している。また、次年度の計画については、当該年度の活動実施状況を2月末までに職員が参画する支援会議で評価し、職員会議でまとめたうえで理事会の承認を得る仕組みになっており、策定手順が定められている。

I-3-(2)-②事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。b

〈コメント〉

利用者とは毎月「園長との話し合い」がある。当該年度の事業計画等は年度当初に口頭で年齢別に説明している。家族には園便りを送り、周知できるようにしている。今後、子どもへ説明するための資料を年齢別に用意するなどの工夫が望まれる。

Ⅰ-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果
Ⅰ-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	
Ⅱ -4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行わ	а
れ、機能している。	

〈コメント〉

自己評価は毎年実施し、年2回進捗状況を把握し「第三者評価改善委員会」で課題に対しての役割分担を決めている。PDCAに沿って実施し、評価が行われ養育・支援の向上に組織的に取り組んでいる。

а

9 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を 明確にし、計画的な改善策を実施している。

〈コメント〉

自己評価を毎年実施し、「第三者評価改善委員会」で役割分担し評価している。また年2回施設マネージメントレビューで、寮、委員会の最優先課題を明確にし、職員全体で改善に取り組んでいる。

評価対象 II 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。	
10 Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理	а
解を図っている。	

〈コメント〉

園長は自らの責任と役割について年度初めの広報誌や職員会議で表明している。また、「福祉 支援計画書」に職員の業務分担表が示され、園長不在の時は権限の委任が文書化され職員会 議で職員に周知されているほか、非常災害時の連絡体制やリスクマネジメント体制をフロー チャートで示し責任の所在を明確にしている。

II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

〈コメント〉

園長はセミナーに参加し、「社会福祉法の改正」に伴う社会福祉法人の経営の在り方や法令に 関する内容を復命し職員と情報を共有している。また、今後の「社会的養護の課題と将来像」 の学習も行っている。

Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。				
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導	а		
	力を発揮している。			

園長は養育支援スキルアップの研修に2年に1回参加している。また、園長は、養育支援の質の向上を目指し、毎年自己評価に積極的に取り組んでいる。さらに、サービスの質の向上の実践活動としてQC活動を継続して実施するとともに、職員を研修会に積極的に参加させている。

13	II-1-(2)-2	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を	b
	発揮している。		

〈コメント〉

業務改善委員会に園長が参画し「働きやすい職場づくり」を目指しているほか、職員アンケートを実施し、有給休暇消化率 20%を目指して取り組んでいる。また、定員を減員し、小規模児童養護施設を地域に点在させたことによる人員配置について試行しながら取り組んでいる。しかし、同法人内の他施設に比べて有給休暇消化率が低いので、労務全般について園長の指導力がより発揮されることを期待する。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている	る。
14 Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計	h画 b
が確立し、取組が実施されている。	

〈コメント〉

中・長期計画に沿い、必要とする専門的職員確保に計画的に取り組んでいる。施設を小規模 化、分散化することにより職員の確保と配置が困難な中、職員の協力関係で体制を整えてい る。また、加算職員は確実に確保し、専門的支援の配置体制が整ってきている。今後は、専 門性に沿った人材育成に積極的に取り組んでほしい。

15	II-2-(1)-2	総合的な人事管理が行われている。	b

〈コメント〉

法人の「就業規則」「給与規程」等により職員の規範と処遇を示している。しかし、制度・施 策が変化する中で総合的仕組みづくりや総合的人事管理はこれからの課題である。今後は、 職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価する取組みを期待する。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づく	b
	りに取り組んでいる。	

〈コメント〉

園長と職員の個別面談を年2回実施し、相談の窓口となっているなど、施設として、働きやすい体制づくりに取り組んでいる。また、ワークライフバランスの取組みは、申し出により 一日7時間勤務など優先的に家庭の状況に配慮している。今後は、就業状況についての課題 等を計画に具体的に反映し、改善に向けた取組みを期待する。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
〈コメント〉	
「陽清学園研修実施規程」を設け、職員研修力量カードを持ち、目標を立て研	修に参加し復

「陽清学園研修実施規程」を設け、職員研修力量カードを持ち、目標を立て研修に参加し復命している。今後は、目標水準等が明確にされることを期待する。

18 Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定さ aれ、教育・研修が実施されている。

〈コメント〉

「福祉支援計画書」に職員が目指す養育支援を掲げているほか、研修計画書は年間計画として施設内外及び法人の研修とともに自己啓発研修も掲げ、それに沿って取り組んでいる。また、研修は研修委員会が中心に研修計画に沿って実施し、年度末に研修実施内容の評価を行い、見直しを図っている。

19 II-2-(3)-3 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されてい a る。

〈コメント〉

研修担当職員を配置し、毎年度重点目標を設定し新任研修はじめ基礎研修などの職場内研修が行われているほか、施設外研修として研修計画に沿って職種別、習熟度別などの専門的研修に参加させるとともに必要に応じ希望に沿った専門的研修に参加させるなど、全職員が参加できるように配慮している。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成に ついて体制を整備し、積極的な取組をしている。

a

〈コメント〉

マニュアルで基本姿勢を明確にし施設実習指導計画と社会福祉士養成課程マニュアルに基づいて実習生を受け入れており、受け入れの際は実習受け入れ指導者が学校との連携のもとで実施している。また、社会福祉士実習施設の指定も受けている。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-	-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われて	а
	いる。	

〈コメント〉

ホームページに理念、方針を掲げているほか、支援に当たっての職員の基本姿勢をわかりやすく示している。また、毎年重点目標を掲げ、予算、決算書が公開されており、第三者評価の結果も公表している。更に、第三者委員や、苦情・要望の内容と対応をホームページ上で公表している。広報誌では法人全体の各施設の活動状況を報告するとともに連結決算を公表している。

22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組	a
	が行われている。	

法人の経理規程に基づいて施設事務が執行され、経理、取引関係は園長が点検チェックしており、施設事務員は職務分掌で業務責任が示されている。また、法人の内部監査は毎年定期的に実施されているほか、定期的に公認会計士から経理関係の指導・助言を受け、施設会計の精度を高めている。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
I − 4 ·	-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行って	а
	いる。	

〈コメント〉

「福祉支援計画書」の理念・方針で、利用者が地域社会で自立した日常生活が送れるよう支援することと、施設が利用者と地域に正しい情報を提供することを基本とした、地域との関わりの考えを示している。また、施設行事の高校生ボランティアは管外の高校生を依頼する等の配慮をしているほか、学校の友人が施設に自由に出入りできるよう配慮している。

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確に	b
	し体制を確立している。	

〈コメント〉

サービス実施に関するマニュアル「業務支援マニュアル」で、ボランティアの受け入れについて基本姿勢を明らかにし、受け入れはプライバシーや尊厳の観点から高校生以上としているほか、マニュアルに沿って受け入れの可否を園長が判断し、相手にその旨を伝えている。活動当日は研修会を行い、個人情報保護に関する同意書の提出の後、担当職員のもとで活動を行っている。学校には PTA、委員会役員などを担い協力しているが、今後は、学校教育等への協力について明文化されると望ましい。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25	II-4-(2)-(1)	施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等と	
	の連携が適切に	行われている。	

〈コメント〉

施設の使命の達成を図るため、関係機関及び連携する学校、福祉事務所などの社会資源を活用し、定期的連絡会を開くなどし連携を図っている。また、社会資源リストがあり、寮ごとに市内のマップが掲示され、情報が共有されている。

а

II-4-	-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
26	Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	а

CAP(子どもへの暴力防止プログラム)が主催する住民向けの権利擁護研修会を地域に呼びかけ実施している。また、災害時の緊急避難場所となっており、備蓄もしている。更に、地域のボーイスカウト、ガールスカウトの活動や野球サークルでの送迎が必要な場合、施設のマイクロバスを活用し活動を支援している。

27 Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行 b われている。

〈コメント〉

市の要保護児童対策地域協議会に参加し、各関係機関と情報交換し地域の福祉ニーズや動向 の把握に努めているほか、子育て相談電話を設置し地域の子育て相談を受けている。今後は、 把握したニーズを取組みにつなげ、計画的に実施されることを期待する。

評価対象皿 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-	-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解	а
	をもつための取組を行っている。	
〈コメント〉		

「福祉支援計画書」を基本に「業務支援マニュアル」の倫理綱領、10 の基本原則、人権の尊重に基づく行動規範を「職員の基本姿勢」とし、入所から退所までの項目ごとに子どもの養育・支援に当る標準的手順が示されている。また、人権擁護の自己チェックリスト票を使用し、職員が年2回実施しており、人権擁護と虐待防止に努めている。

29 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した a 養育・支援提供が行われている。

〈コメント〉

「人権尊重に基づく行動規範」においてプライバシーの保護と個人情報の保護をうたい、支援マニュアルで寮生活をする子どもたちの起床から登下校、入浴から就寝他項目ごとにプライバシーへの配慮を具体的に示している。また、不適切なサービスがあったときは報告書を提出し、苦情解決の手順に沿って対応している。

Ⅲ-1-(2) 養育・支援の提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

| Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援選択に必要な情報を積極的に提供している。

〈コメント〉

「入園マニュアル」に沿って施設の理念・方針を園長が説明し、保護者には職員がパンフレット、広報誌を手渡し施設での暮らしを説明しているほか、子どもには人権ノートの説明と写真を見ながら行事や学校のことや日常の暮らしを説明している。また、施設見学や体験入所は希望があったときに対応している。

31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等に
	わかりやすく説明している。

b

〈コメント〉

入所から1か月の観察期間を経て、児童相談所の資料と整合性を精査し社会成熟度表をもとに子どもと話し合い課題を見つけ、同意を得た自立支援計画書の課題に沿って子どもが自分で毎日自己チェックする仕組みになっている。今後、子どもへわかりやすく説明するための工夫が望まれる。

32 Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援 の継続性に配慮した対応を行っている。

b

〈コメント〉

「退園マニュアル」に沿って対応しており、アフターケアの必要な子ども・保護者には、必要なケアについて話し合い「アフターケア実施同意書」への署名押印を得て実施している。また、他施設や家庭に移行する際は児童相談所と連携して取り組んでいる。退所後、就職が難しく住む場所がない時は施設で受け入れている。今後、アフターケア実施同意者以外向けの窓口を設け、子どもや保護者等に対し、退所後の相談方法や担当者について記載した文書の作成を期待する。

Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。

33 Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取 組を行っている。

а

〈コメント〉

園長は毎月子どもたちの話を聞く機会を設け、要望・不満等施設生活の満足度状況を把握し 寮生活の改善につなげている。また、食事に関してはメニューなどについて聞き取りアンケ ートを実施し子どもに公表して、対応できるところは改善している。

Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

а

〈コメント〉

「要望・苦情解決手順」を定め、手順に沿って対応しているほか、施設内部の苦情については担当職員が窓口となり受け付け、職員や児童に説明し周知している。また、外部からの苦情は「苦情受付担当職員」が事実確認を行い、手順に沿って、原因・対策の検討、職員・申出人に報告する流れになっている。なお、インターネット、園だより、広報誌で件数と解決内容を公表している。

35 Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ど も等に周知している。

8

〈コメント〉

意見箱を設け、保護者へはお便りで案内し、意見を述べやすいようにしており、子どもたちの意見は寮に掲示して伝えている。また、児童自治会組織を設け、自立に向けた取組みとして高校生メンバーを中心に月2回寮生全員が参加し、行事・広報・環境について意見をまとめている。

36	Ⅲ-1-(4)-③	子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に	а
	対応している。		

寮で解決できることは寮で説明し、子どもが納得できるよう対応をしており、苦情対応マニュアルに沿って、対応したものは子どもたちに公表し理解を得ている。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。

37 Ⅲ-1-(5)-① 安心·安全な養育·支援の提供を目的とするリスクマ ネジメント体制が構築されている。

b

〈コメント〉

ISOのチェック表を用いて安全を毎月確認し、福祉サービス事故防止対策委員会で分析しているほか、安心安全な養育支援を強化するため、QC委員会を設置し積極的に活動している。今後は、取組みの中で収集した事例の要因分析等に力を入れてほしい。

а

〈コメント〉

「食中毒及び感染症対策マニュアル」で衛生管理と予防、発生時の状況に応じた手順と対応 が示され、責任担当者を明示し対策が取られており、マニュアルは定期的に見直しがされて いる。

39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

b

〈コメント〉

「防災計画書」「災害時対応マニュアル」に沿って、災害状況を想定した防災訓練を毎月実施 しているほか、備蓄リストは栄養士が作成・入れ替えをして管理している。また、災害時、 緊急時の職員連絡網を整えている。子どもや職員の安否確認の方法が検討されることが望ま しい。

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-	-(1) 提供する養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する養育・支援について標準的な実施方法が文書	а
	化され養育・支援が提供されている。	

〈コメント〉

「福祉支援計画書」のもとに「業務支援マニュアル」で、日常的支援とその他のマニュアル を整え、実施方法が文書化され、職員が各自所持している。また、所定の様式に沿って記録 し、情報を共有する仕組みがある。

41	Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確	a
	立している。		

毎月行われる支援会議で「重点目標の進捗状況の確認」(年8回)「福祉支援計画書見直し」 (年3回)「業務支援マニュアル等の見直し」(年3回)等々点検・見直しがされており、2 月に改訂事項をまとめ、次年度に更新している。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより養育・支援実施計画が策定されている。

| Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画 を適切に策定している。

а

〈コメント〉

入所1か月の観察期間の後、心理担当職員、FSW、基幹的職員等各専門職が入り、アセスメント票を作成しており、それをもとに児童自立支援計画票が策定されている。また、短期課題・目標を立て半年後に見直しているほか、子どもは毎月「個人目標」「日々の生活のチェック」項目を自己評価し、毎月末に振り返りの自己評価を行い、職員が確認している。

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に養育・支援実施計画の評価・見直しを行っている。

а

〈コメント〉

自立支援計画は半年ごとに計画の見直しを行っており、子どもも毎月の課題を職員と一緒に考え、子ども自身が日々のチェックをしている。また、月末には振り返りの評価をして、職員が確認する仕組みになっており、PDCAサイクルが機能している。

Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化さている。

a

〈コメント〉

施設の定められた様式にそれぞれ記録され、様々な情報は回覧により共有されているほか、 各寮、各委員会から出された情報を「支援会議」「職員会議」で取りまとめ、改善に向けた取 組みが毎月計画されている。

| Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

а

〈コメント〉

法人の「個人情報保護に関する規程」に基づき「個人情報取扱業務概要説明書」を定めており、子ども・保護者には入所時にその取扱いについて説明し、書面で同意を得ている。また、記録の管理については「個人情報保護取扱業務説明書」に沿って管理しているほか、パソコン内のデータ及び書類の管理や破棄について手順が示されている。

内容評価基準(41項目)

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
A-1-	-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	
A1	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われ	а
	ることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践して	
	いる。	

〈コメント〉

「業務支援マニュアル」の倫理綱領で10項目の行動規範を定め、「一人ひとりの子どもの最善の利益を優先する」ことを基本姿勢の一つとしており、調整会議、支援会議、職員会議において不適切サービスの点検と振り返りを報告している。また、月2回、子どもたちの意見や要望を気軽に聞く機会を設けており、出された要望、意見への対応がまとまれば寮の子どもたちに報告している。

A② A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い 立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。

а

〈コメント〉

生い立ちや出生など知りたい気持ちを尊重しており (知る権利)、年齢や発達段階に応じて慎重に判断し「告知の手順」を定め、関係機関と連携して情報収集している。最終的に保護者の同意を得て告知する手順を取っている。また、告知後の児童のフォローアップは職員間で情報を共有するとともに学校と連携して見守っている。

A-1-(2) 権利についての説明

A③ A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、 わかりやすく説明している。 а

〈コメント〉

施設で生活委員会を設け、権利ノートの学習会を子どもと一緒に行っており、寮を基盤にした生活の中で、お互いの生活を大切にすることをケンカや不適切な行動があった時等に取り上げ、子どもたち同士で解決できるよう支援している。

A-1-(3) 他者の尊重

A④ A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。

a

〈コメント〉

寮の生活を通して相手の立場を尊重した人間関係づくりに取り組んでおり、月2回寮会議で生活改善の話し合いをし、トラブルがあった時には取り上げている。また、必要に応じて個別的対応職員や心理担当職員、FSWの専門職員が関わり、連携して問題解決に取り組んでいる。

A-1-(4) 被措置児童等虐待対応

A⑤ A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。

а

〈コメント〉

「人権尊重に基づく行動規範」を定め、体罰や不適切な行為を禁止するとともに人格を尊重 しプライバシーの保護を明記している。

A⑥ A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見 に取り組んでいる。

а

〈コメント〉

職員は自己チェックを行い、子どもたちには年3回の聞き取りアンケートを実施しているほか、不適切なかかわりがあった場合は提出された報告書を検討し、再発防止策を講じて対応 している。

A → 1 → (4) → ③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備 し、迅速かつ誠実に対応している。

b

〈コメント〉

事案が発生した時には職員、子どもたち、学校からの通報をもとに事実関係を確認し、情報をもとに手順に沿って対応している。また、施設内では日常の中で子どもの訴えや月2回の寮会議で話を聞く場があり、園長と子どもたちとの話し合いの場もあり、いろいろな場面で子どもが訴えやすい場を提供している。今後、第三者の活用等により迅速な対応をするための体制整備を期待する。

A-1-(5) 思想や信教の自由の保障

A ® A - 1 - (5) - ① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。

a

〈コメント〉

入所時に思想・信教の自由を保障していることを伝えている。また、同時に施設での布教は 禁止していることも伝えている。

A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮

A9 A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。

b

〈コメント〉

入所時は生活環境の大きな変化により不安が大きいことを理解して、各寮ごとに工夫を凝らして迎える準備をしている。また、虐待を受けた子どもの父母子分離による不安定な気持ちを受け入れ、個別の状況に応じられるように配慮している。今後、分離体験からの回復の取組みを、専門職を活用しながら強化してほしい。

A 10	A-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊	а
	重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取	
	り組んでいる。	

〈コメント〉年度当初に子どもたちが寮長・副寮長・書記を決め、月2回の寮会議において生活の改善と日課について話し合っている。主体的に生活していけるよう支援をしている。

A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活

A① A-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。

а

〈コメント〉

寮では一人ひとりの趣味や興味について把握しているほか、図書や雑誌を置き、ビデオやゲームは時間を決めて自由にできるようにしている。また、活動や行事への参加は自主性を尊重し、本人の希望に沿って実施している。

A ② A − 1 − (7) − ② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など 経済観念が身につくよう支援している。

b

〈コメント〉

子どもたちには毎月の小遣いを年齢別に支給しているほか、小・中・高校生には小遣帳をつけさせ、経済観念を養うようにしている。また、高校生には1週間分の弁当の食材費用を渡し、各自で購入させ、金銭管理をさせているほか、児童手当は個人通帳に積み立て、退園時に渡している。今後、自立を控えた子ども等、必要な子どもに対して、一人暮らし等のシミュレーションができるプログラムの策定を期待する。

A-1-(8) 継続性とアフターケア

A③ A-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活が 送ることができるよう復帰後の支援を行っている。

а

〈コメント〉

家庭支援専門相談員、フォローアップ担当者を配置し、家庭復帰の検討を行い、家庭復帰に 当たっては児童相談所と連携して対応している。

A(4) A-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、 措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。

a

〈コメント〉

高校進学困難な児童や高校中退者は、引き続き個別支援の対象として自立支援に向けて支援 しているほか、高校卒業後就職した後も、相談に応じている。

A(5) A-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるよう リービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。 b

〈コメント〉

子どもたちが安心して社会に出ていけるように、進学・就職の相談は学校と連携するとともに保護者の意向も聞き対応し、進路については学校との話し合いをもとに本人の意向を確認している。また、大学進学の希望がある場合は奨学金などの情報を提供し進学できるように支援しているほか、退所者が帰ってきた時には快く受け入れるようにしている。今後は、退所者の交流の機会を設け、関係の継続が期待される。

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本

A (f) A - 2 - (1) - ① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっ かり受け止めている。

а

〈コメント〉

職員は子どもの成育歴を理解するとともに、虐待を受けた子どもの心理や親との分離で不安 定な心理状態にあることも理解した対応を行い、子どもたちの声に真摯に向き合っている。

A① A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。

a

〈コメント〉

寮では子ども一人ひとりの欲求を大切にするとともに、寮の共同生活の中で助け合うことや 我慢することを体験している。また、職員と寝食を共にする中で、信頼関係が育まれており、 職員も子どもの年齢や状況に合わせた柔軟な対応をしている。

A® A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子 どもが自ら判断し行動することを保障している。

а

〈コメント〉

毎年、子どもと職員が一緒に計画してキャンプを実施しており、寮の規則として子どもたちでルール作りをして、職員は必要以上に指示をせず見守っている。職員体制は子どもたちの 生活に支障が出ないよう全職員が配慮している。

b

〈コメント〉

幼児は保育士資格のある職員を中心に施設内の保育園で計画的プログラムに沿って保育を行っているほか、学習は小学生から高校まで公文式学習を継続している。また、本人が希望すれば学習塾、家庭教師などを利用することができる。更に、学校の情報は学年ごとに掲示し目で見てわかるようにしている。小学校就学前に、幼児が集団での遊びを経験できるような機会の提供について、今後検討されると望ましい。

A⑩ A-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。

8

〈コメント〉

施設生活で「しなければならないこと」と「してはいけないこと」は寮の掲示板に貼り、周知するようにしており、アルバイト等も地域社会でのルールを習得する良い機会と考えている。また、通学児童には「バスに乗るルール」、カブスカウトの活動では「列車に乗るルール」「公共の施設でのルール」を学習する機会を設けている。更に、職員は子どもたちのモデルとして意識的に言葉や態度、振る舞いに注意し、業務に従事している。

A-2-(2) 食生活			
A 21	A-2-(2)-① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら	а	
	食事ができるよう工夫している。		

職員と子どもが一緒に食事をすること、寮ごとの小集団で食事することを基本としているが、必要に応じて大食堂で食事を提供している。大食堂での食事は、幼児や高校生、障害を持つ方たちとの交流の場にもなっている。また、クラブなどで遅くなったときにもレンジを使用して温かい食事の提供に心がけており、冷たいものは冷蔵庫に保管している。

A 22	A-2-(2)-2	子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供して	а
	いる。		

〈コメント〉

栄養士の年間食育計画に沿って、自然農法の食材を主体に食事を提供しているほか、献立は 子どもたちのアンケートや寮の聞き取りなどを参考に毎月振り返りを行い、食の改善に努め ている。また、風邪や下痢など体調不良者は健康状態に応じて食事の提供をしている。

A 23	A-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけること	а
	ができるよう食育を推進している。	

〈コメント〉

食育委員会から「食育便り」を毎月発行し、食品分類や食材と栄養等、子どもたちに食の情報を提供しているほか、郷土料理、季節料理、伝統行事の料理等を年間の献立の中に取り入れて提供している。また、寮ごとにお楽しみ献立を立て、ピザ、たこ焼き等、買い物から調理まで子どもたちと一緒に食事を楽しむ機会を年間 4~5 回実施している。食事の後片付けは当番を決め、食習慣を身に着ける訓練となっている。

A-2-(3) 衣生活

A② A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

а

〈コメント〉

衣類は清潔に保たれ季節に合わせて着用している。また、汚れた衣類は洗濯機・乾燥機を利用して子ども自身で洗うことができ、幼児等できない子どもは職員が行っている。更に、衣類購入の時は子どもたちと買い物に出かけ、好みの衣類を選択できる機会を設けている。

A-2-(4) 住生活			
A (25)	Λ-2-(Λ)- (1)	民会等施設全体がきれいに敕美されている	9

〈コメント〉

寮は家庭的で明るい雰囲気になっている。共有スペースはテレビ、パソコン、食器棚が置かれ、テーブルでくつろぐ等、家庭的雰囲気が感じられるほか、建物は古いが室内は清潔で冷暖房が完備され、トイレ、洗濯機・乾燥機など設備は一般家庭と変わらぬものが備わっている。また、個人の居室や共有スペースは整理整頓がされている。職員は必要に応じて後片付けや整理整頓の支援をしている。

A ②	l	
感じる場所となるようにしている。		
〈コメント〉		
子どもたちの生活の場所は6~7人の小集団の寮となっており、地域の小規模施設は個	固室と	
二人部屋である。本体施設は定員が減ったことにより個室・二人部屋などもでき個人写	空間が	
広くなった。年少児は職員の目が行き届くように配慮している。		
A-2-(5) 健康と安全		
A② A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等) a	l	
について自己管理ができるよう支援している。		
〈コメント〉		
散髪は月1回実施しているほか、睡眠、食事、排せつなど子どもたちの健康状態は寮職	餓員が	
把握している。また、寝具の消毒、衣類の洗濯等の衛生管理や、交通ルールについては	は寮会	
議で子どもたち同士が確認し合っている。		
A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心 a	l	
A® 身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。		
〈コメント〉		
子どもの心身の健康状態は各寮ごとに把握し、一人ひとりの健康状態を職員がチェック	けし、	
日勤の職員から夜勤の職員に引き継いでいる。また、通院が必要な場合は医療機関と過	連絡を	
取り即通院している。服薬の管理が必要な子どもには職員が対応している。		
A-2-(6) 性に関する教育		
A②	l	
る心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。		
〈コメント〉		
性を生と捉え、施設内に生委員会を設置し、年間のカリキュラムのもとに学習会を行っ	ってい	
る。また、性をタブ一視せず子どもたちの疑問に応え、プライベートゾーンなどの教育	育を実	
施している。紙芝居を使用するなど発達段階に応じた学習会を行っている。		
A-2-(7) 自己領域の確保		
A③ A−2−(7)−① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有と a	l	
するようにしている。		

日常的に身に着けるものや日用品は個人所有し、自分でロッカーや机に片付けるようにしているほか、個人の物は好みのものを選んで所有している。また、字が読めない子どもでも自分のものであることがわかるようにウサギ、パンダ等、目印を工夫している。

A 31	A-2-(7)-② 成長の記録(アルバム等)が整理され、成長の過程を	a
	振り返ることができるようにしている。	

〈コメント〉

年齢ごとのアルバムや学校の記録などを個人別にまとめ、整理されている。また、寮の活動が多いことから、寮ごとにデジタルカメラを用意して子どもたちの成長を記録として残すようにしている。

A-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A 32	A-2-(8)-① 子どもの暴力·不適応行動などの行動上の問題に対し	a
	て、適切に対応している。	

子どもの暴力や不適応行動は日々朝夕の生活状況を寮ごとに把握・対応し、その結果を引き継ぎ、情報を共有し勤務にあたっている。寮職員が対応困難である場合は「施設内虐待対応マニュアル」に沿って適切に対応する仕組みがある。

A③ A-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じな a いよう施設全体で取り組んでいる。

〈コメント〉

施設内で子どもたち同士の暴力やいじめ、差別などが生じないように、寮ごとにその予防に 細心の注意を図っている。課題を持った子どもや入所間もない子どもは、人と建物の環境に 適応するには時間がかかることから、寮生活と人間関係に適応できるよう職員との関わりを 多く持っている。また、いじめや暴力が発生した場合はマニュアルに沿って全職員と関係機 関の連携で対応する仕組みができている。

A③ A-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取り a の可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。

〈コメント〉

虐待を受けた子どもを保護者が強引に引き取ろうとする状況が生じたときは職員に周知し 「強制引き取りの対応」マニュアルに沿って対処する仕組みができている。

A-2-(9) 心理的ケア

A ③ A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を b 行っている。

〈コメント〉

心理的ケアを必要とする子どもに対して心理担当職員を配置し心理的支援が行われている。 今後は、職員間の連携等、心理的支援が施設全体の中で有効に機能する仕組みを構築してほ しい。

A-2-(10) 学習·進学支援、進路支援等

а

〈コメント〉

学習、進路、進学については、子どもたちの置かれている環境に応じて支援しており、小学校就学前から公文式の学習を取り入れ施設として学習支援を行っているほか、中学生は家庭教師による学習支援、高校生は希望があれば学習塾の支援も行っている。また、障害を持つ子どもは特別支援学校に通学しているほか、大学・専門学校進学を希望する高校生に対しては学校や保護者と連携して実現できる支援をしている。

A 37	A-2-(10)-2	「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができる
	よう支援している。	

a

〈コメント〉

児童と個別に話す機会を設けており、進路については担当と話し合い、自立支援計画に目標として挙げ、相談支援しているほか、進路決定に当たり経済的問題に関しては奨学金の情報を伝えている。また、進路決定後のフォローアップも施設で行うことを伝えている。最終的判断は本人、施設を交え保護者と児童相談所が行う。法人・陽清学園では奨学金給付制度を設けている。

A38 A-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

a

〈コメント〉高校生がアルバイトを希望した時は、社会経験になることから学校の許可する範囲でアルバイト先を確認し認めている。また、特別支援学校の高等部を卒業するまでに学年ごとの職場体験があるので奨励している。

A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり

A39 A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

а

〈コメント〉

家庭支援専門相談員を配置し家族との信頼関係を構築する窓口として配置している。家庭支援専門相談員は保護者との関係調整や退所後のフォローアップやアフターケア等、児童相談所と連携して家族関係調整を行っている。家庭復帰に当たっては、面会、外出、一時帰宅などの継続的な取組みにより、復帰の経過状況を判断し児童相談所と連携して取り組んでいる。

A-2-(12) 親子関係の再構築支援

A ④ A - 2 - (1 2) - ① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極 的に取り組んでいる。 а

〈コメント〉

親子関係再構築の支援について家庭支援専門相談員を中心に担当職員と協議し、支援方針に 沿ってプランを立て施設全体で共有し取り組んでいるほか、必要に応じて施設で親子の再構 築の訓練を行い、家族関係の修復が可能かどうか状況を観察し児童相談所と情報共有し連携 して行っている。

A-2-(13) スーパービジョン体制

A④ A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、施設の組織力の 向上に取り組んでいる。

b

〈コメント〉

基幹的職員を配置するとともにスーパーバイザー研修に職員を派遣し養成している。施設では基幹的職員や園長など職員が気軽に相談できる環境の中で相談支援が行われている。園長は職員との年2回の面談を実施し職員の意向や抱えている課題など気軽に話し合える環境にある。今後は、スーパーバイザー体制を構築し、利用者・職員の問題解決の支援を行うとともに研修・事例検討など専門的支援が行われることを期待したい。